

一体、どうなる？ 「子ども手当」と「年少扶養控除」

子ども手当は平成23年9月まで 引き続き月額1万3000円支給

思い返せば子ども手当は、民主党の目玉政策として、次代の社会を担う子どもたちの健やかな成長を支援する目的から、平成22年限りの時限立法としてスタートしました。支給額は、子ども1人につき月額1万3000円、支給されるのは、0歳から15歳になった後の中学校を卒業する3月31日までで、23年は6月（平成23年2月分から5月分）のほか10月（6月分から9月分）に支給されることが決まっています。

22年度既に支給されている人は改めて手続きをする必要はなく、6月に支給されたと思いますが、出生などにより養育する子どもがきた人、既に受給していても出生などにより養育する子どもが増えた人、既に受給している他の市町村から引っ越しした人は、お住まいの市町で申請手続きが必要になります。

子ども手当の次回支給は10月ですが、では10月以降はどうなるのでしょうか。6月末現在、子ども手当は修正もしくは廃止の方向で話が進んでいます。もし廃止になると、以前あった「児童手当」に戻ることになるかもしれませんが。児童手当に戻ると、支給される子どもの年齢は12歳になった後の小学校を卒業する3月31日までとなり、支給額は、3歳未満は一律1万円、3歳以上は第1子・第2子がそれぞれ5000円、第3子以降は1万円と今より減

額になり、かつ、子ども手当にはなかった所得制限もあるので、例えば扶養親族等が3人のサラリーマンの場合、所得がおよそ646万円を超えると支給されなくなります。

今後、子ども手当をどうするのかについては与野党で検討されていますが、①子どもの年齢をどうするのか②支給額はいくらになるのか③所得制限をどうするのか、がこれからのチェックポイントです。

年少扶養控除が廃止され 平成23年所得税は増税に

さらに、子ども手当の財源として22年度税制が改正され、子ども手当が支給される15歳までの子どもがいる場合、平成23年から所得から差し引くことができる「年少扶養控除」が廃止されているので、事実上の増税です。つまり、子ども手当を廃止するなら、年少扶養控除の廃止を今後どうするのかもチェックする必要があります。

政治の混乱と震災からの復旧・復興の影響もあり、子ども手当は迷走を続けています。子育て世帯は、迷走する子ども手当に振り回されないよう、今は賢く家計について考えるしかないようです。

暮らしのマネープラン
相談センター・所長
サーティファイド
ファイナンシャルプランナー
高橋 昌子



※「暮らしのマネープラン相談センター」はJR金沢駅東口の「ライブ1ビル」1階に移転しました。お気軽にお越しください

あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■トータルマネープラン …………… 4回/3万円

（住宅ローン、保険、年金などの総合的アドバイス）

■マイホーム資金計画・住宅ローン 4回/3万円

（無理のない予算、購入時期、最適なローン等アドバイス）

■住宅ローンの見直し …………… 2回/1万円

（見直し・借り換えの効果、借り換えローン等アドバイス）

■生命保険の見直し …………… 2回/5000円

（保障内容の分析、加入・見直し、商品選択等アドバイス）

■年金・老後資金プラン（退職準備） 4回/3万円

（個人年金、役立つ金融商品、退職後の各種手続き等アドバイス）

■相続に関する相談 …………… 5回/5万円

（遺産整理、相続対策、遺言書、相続手続き等のアドバイス）

※予約が必要です。

※回数は目安です。



金沢市此花町3-2 [ライブ1ビル1F]

☎076-232-2038

暮らしのマネープラン相談センター

(株)FPサポート研究所 <http://www.fpsl.co.jp/>